

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
1. 人と自然との共生の確保	1-1 自然とのふれあいの推進	1-1-1 優れた自然保全 1-1-2 自然とのふれあいの増進	<p>○自然公園 老朽化施設の修繕等を行い、利用者の安全確保に努めるとともに、ホームページや各種広報手段によるPR活動を実施 ・自然公園利用者数 H23実績: 8,266千人(目標H23: 8,115 千人) H24実績: 7,993千人(目標H27: 7,950 千人)</p> <p>○自然系博物館 企画展や観察会等のイベントを開催し、自然環境に関する学習の機会を提供 ・サヒメル、ゴビウス、アクアスの入場者数 H23実績: 674千人(目標 H23: 760千人) H24実績: 658千人(目標 H27: 660千人) ・サヒメルの自然観察会参加者数 H23:13千人→H24:14千人(目標 毎年度:10千人) ・自然観察員等ボランティア対象研修会(隔年実施)の参加者数 H23:50人(目標 毎年度:80人)</p> <p>○埋没林公園 集客対策として、開館時間の繰上げや、県民無料招待企画を実施</p> <p>○隠岐世界ジオパーク 隠岐諸島が世界ジオパークに認定(H25.9.9)</p>	<p>○自然公園 施設の老朽化に加え、比較的新しい施設でも大小の故障あり</p> <p>○自然系博物館 施設や設備の老朽化、展示内容の固定化</p> <p>○埋没林公園 利用者の減少、展示内容の固定化</p> <p>○隠岐世界ジオパーク ガイドの不足、施設の老朽化、自然環境基礎資料の不足</p>	<p>○自然公園 施設の利用頻度や重要度等に応じて計画的に改修するとともに、老朽化施設は必要性を検討した上で撤去等を実施 ボランティア等を活用して施設の点検整備等を実施</p> <p>○自然系博物館 計画的な施設の修繕、企画展や広報活動の一層の充実等による魅力向上対策の強化</p> <p>○埋没林公園 無料招待企画、開館時間の繰上げ等により県民認知度の向上を図るとともに、小中学校及び県民向けに学習PR活動を推進</p> <p>○隠岐世界ジオパーク ガイドの養成、トイレ等の改修、生物調査等を実施</p>
	1-2 生物の多様性の確保	1-2-1 野生動物の保護と管理	<p>○希少野生動物の保護対策 「しまねレッドデータブック(植物編)」を改訂 指定希少野生動物3種の保護管理計画を策定 ボランティアで巡視活動等を行う巡視員等を認定 ・希少野生動物保護巡視員・巡視団体の認定数 H24実績: 12(目標 H32: 50)</p> <p>○外来生物対策 県鳥獣保護事業計画で、狩猟免許を有していない者も一定の要件を満たせば捕獲許可対象者とし、各市町村における外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲体制の強化が図られるよう制度整備</p> <p>○大型動物の保護対策 わなに誤って捕獲された個体を放獣(ツキノワグマ)、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲対策や被害防除対策を実施(ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動物の保護対策 販売目的での希少野生動物の捕獲や採取が増加</p> <p>○外来生物対策 生態系に影響を及ぼす外来生物の増加による、在来種の生息・生育環境の悪化</p> <p>○大型動物の保護対策 人身被害・農林作物被害(ツキノワグマ)、管理目標頭数180頭の早期達成(ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動物の保護対策 「しまねレッドデータブック(動物編)」を改訂するとともに、条例に基づく保護対象種の新規指定や保護巡視員等による監視体制を強化</p> <p>○外来生物対策 関係部局と調整しながら、市町村等が早期に適切な対策を講じられるよう情報提供や指導を実施</p> <p>○大型動物の保護対策 広報等による注意喚起・作物被害軽減の現地指導等を実施(ツキノワグマ)、出雲市と連携して捕獲強化策を推進(ニホンジカ)</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
	1-3 森林・農地・漁場の保全と活用	1-3-1 森林・農地・漁場環境の保全	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養、県土保全等の重要な役割がある森林を保安林に指定するとともに、造林事業等による植栽・間伐等の保育管理を実施(植栽 183ha、間伐 4,759ha) ・新規林業就業者の確保 目標:50人 → 実績:69人 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね企業参加の森づくり制度により、10企業・団体(H24)が11箇所、約47haの森づくり活動を実践 ・「島根CO2吸収認証制度」(H22～)に18社が参画、約42haを整備 ・水と緑の森づくり事業(H17～)で荒廃森林を再生 H24実績: 706ha 1期対策(5年)目標:3,500ha → 実績3,600ha超 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い公益的機能を有する保全マツ林の松くい虫被害防止対策として、予防措置(空中散布、樹幹注入)と駆除措置(伐倒駆除等)を組み合わせて実施 ・空中散布を中止している地域では、樹幹注入や伐倒駆除を重点的に実施するも、松くい虫被害は依然として高いレベルで発生 ・ナラ枯れ対策として、被害の散在地域は予防措置と駆除措置、集団発生地域は被害林の面的伐採を実施 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産木材を生かした木造住宅支援に加え、H23から木造建築に詳しい建築士の養成や住宅を除く民間建築分野の木造化・木質化を支援 ・バイオマス利用の支援 <p>○エコロジー農産物の推奨面積は増加し、農業や化学肥料の使用を極力抑えて栽培する農業が徐々に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジー農産物の推奨面積 H23実績:1,142ha(目標H23:1,000ha) H24実績:1,191ha(目標H27:1,350ha) 	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定にあたり、土地境界や相続等の権利問題あり ・木材価格の低迷等林業収入の減少による、森林所有者の経営意欲の低下 ・新規林業就業者の安定確保 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに多くの企業等の森林整備への参加促進と、県民の「森づくり活動への参加」の機会の創出 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害は、予防措置や駆除措置が重要だが、激害地では更なる対策が必要 ・ナラ枯れは、被害区域が西部から東部に拡大しており、被害が軽微な自治体の被害対策強化が必要 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各段階における県産木材の利用推進 ・木材価格の低迷等による伐採の手控え・需給ギャップの発生等の中、材料となる原木の増産、安定供給 <p>○エコファーマーの認定者数が頭打ちで、エコロジー農産物に取り組む産地が固定化の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エコロジー農産物の認知度向上 	<p>○森林の公益的機能の維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林は、要整備地での治山事業等による森林整備と、森林の循環利用による公益的機能の高度発揮 ・造林事業等は、森林の経営・管理を集約して行う「木材生産団地化」の促進、集約化施策に必要な路網の整備、高性能機械の導入などの条件整備 ・森林組合等、林業事業体の経営基盤の強化による林業就業者の所得向上などの処遇改善 <p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の地球温暖化への関心を森林整備につなげ定着化させるため、制度拡充とPR ・県民のアイデアと参加による森づくり事業や森林野外体験教室などを通じ、県民の森づくりへの参加を推進 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激害地の関係機関と連携し、森林所有者に感染源のマツ林の除去(樹種転換)を早期に実施するよう勧める等、一層の啓発活動を実施 ・ナラ枯れは、予防・駆除の継続と、高齢林の伐採・若齢林への誘導により被害を受けにくい森林に転換 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各分野での利用促進の継続と、特に原木の増産・安定供給対策を実施 <p>○エコファーマー制度・エコロジー農産物推奨制度を見直し、事務手続きの負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他事業との連携による新規のエコファーマー認定や、エコロジー農産物の新たな産地づくり、販売場所の設置等を推進
	1-4 景観保全と快適な生活空間の形成	1-4-2 良好な景観の保全と形成	<p>○景観計画を策定作業中の益田市・江津市に指導助言を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定自治体 H24末累計実績:5市町(目標 H32:8市町村) 	<p>○計画策定の基礎調査に費用と人手が必要</p>	<p>○助言指導や補助制度を通じて市町村の景観計画策定を支援</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
2. 安全で安心できる生活環境の保全	2-1 水環境等の保全	2-1-1 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進	<p>○公共用水域(全般) 工場、事業場の計画的な監視・指導及び生活排水対策により、公共用水域への汚濁の流入は減少してきているが、昨年度は降雨量の影響により公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準達成率は低下 ・BOD・CODの環境基準達成率(河川、湖沼、海域) H23: 82.4%→H24: 70.6%(目標 H32: 85.3%) ・健康項目に係る環境基準達成率 H23: 100%→H24: 100%(目標 H32: 100%) ・海水浴場の水質状況(特に良好・良好の箇所数) H23: 32箇所→H24: 30箇所(目標 H32: 31箇所) ・污水处理人口普及率 H23: 73.4%→H24: 74.0%(目標 H30: 概ね8割)</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 第5期湖沼水質保全計画に基づき、宍道湖・中海の水質保全に係る各種施策を総合的に実施 両湖に流入する汚濁負荷量は減少しているものの、湖沼水質計画の目標値を達成していない状況 加えて近年、アオコや水草等が異常発生</p>	<p>○公共用水域(全般) 湖沼を中心に環境基準を達成しておらず、湖沼の水質改善対策が必要</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 湖沼水質保全計画に基づく生活排水対策等により、流入負荷の削減が宍道湖・中海の水質改善につながると見込んでいたが、湖内水質に大きな改善は見られない。 汚濁メカニズム解明ワーキングの検討結果を踏まえ、対策を要検討</p>	<p>○公共用水域(全般) 污水处理施設の普及率及び接続率の向上を市町村に働きかける</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 汚濁メカニズムの解明や海藻の循環利用等に取り組む、より効果的な水質保全を進める。 流入汚濁負荷の一層の削減及び効果的な湖内浄化対策を関係機関と連携しながら推進し、第6期湖沼計画(H26策定)にも反映 アオコ・水草について、国等と連携して調査研究を進めるとともに、対策を試験的に実施</p>
	2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策	2-2-1 工場・事業場対策の推進 2-2-2 自動車排出ガス対策の推進	<p>○大気汚染防止法等に基づき、大気汚染物質の監視・指導を実施 ・環境基準達成率 H24実績: 二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質 100%(目標: 毎年度100%)</p> <p>○PM2.5(微小粒子状物質)について、県民への注意喚起体制を整備するとともに、測定局の増設や測定値のリアルタイム公表を実施【別紙1】</p> <p>○フロン回収・破壊法等の適正な運用や関係事業者団体等への制度周知により、フロン回収等を推進</p> <p>○酸性雨の調査研究を、国等の研究機関と連携して実施</p>	<p>○健康影響に関する情報不足、注意喚起実施の判断方法の精度</p>	<p>○事業場等の監視・指導を引き続き実施</p> <p>○健康影響に関する知見の充実と情報提供、注意喚起実施の精度の高い判断方法について、国に要望</p> <p>○フロン回収の制度周知を引き続き実施</p> <p>○国等と連携し、酸性雨の調査・研究を引き続き継続</p>
	2-3 化学物質の環境リスク対策	2-3-1 化学物質の適正管理	<p>○PCB廃棄物は、島根県PCB廃棄物処理計画に基づき、保管事業者が処理施設(日本環境安全事業株式会社北九州事業所)に搬入して適正に処理を実施 ・PCB廃棄物の保管事業所数 H24実績: 353事業所(目標 H28: 0事業所)</p>	<p>○PCB廃棄物は、県内に無害処理認定施設がないこと、処分費用に対する補助制度がないことから、法定処理期限内(H39年3月まで)に処理が終了しない可能性あり</p>	<p>○PCB廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進するとともに、保管事業者の掘り起こし等早期処理を促進</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
		2-3-2 ダイオキシン類対策	<p>○ダイオキシン類調査測定計画に基づく環境監視において、大気、水質、土壌等いずれも環境基準を満たしており、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の自主測定検査結果報告及び行政測定においても排出基準を満たしていた。</p> <p>・ダイオキシン類の環境基準達成率 H24実績: 100% (目標 H32: 100%)</p>	-	○ダイオキシン類調査測定計画等に基づき指導・監視等を引き続き実施
	2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	<p>2-4-1 安全協定の厳格な運用</p> <p>2-4-2 原子力広報の充実による県民理解の向上</p> <p>2-4-3 原子力災害を想定した防災体制の充実</p>	<p>○原子力発電所周辺の放射線を測定して周辺環境への影響を調査するとともに、広報誌の発行や施設見学会の開催等、原子力についての県民理解を深める活動を実施</p> <p>・発電所周辺の放射線量(島根原発起因分) H24実績: 0mSv(目標 毎年度: 0.05mSv以下)</p> <p>・原子力広報誌の年間発行回数 H24実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <p>・原子力施設見学会の開催回数 H24実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <p>・原子力講演会の開催回数 H24実績: 3回(目標 毎年度: 1回)</p> <p>・原子力防災訓練の開催回数 H24実績: 1回(目標 毎年度: 1回)</p>	<p>○これまで実施してきた原子力についての理解を深める広報活動に加え、放射線に対する正しい理解の普及や、原子力防災・安全対策に関する情報提供について、積極的に実施する必要あり</p> <p>○原子力災害対策重点区域(概ね30km圏内)の関係自治体(島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市)と一緒に、防災体制の更なる見直しを図る必要あり</p>	○福島第1原子力発電所の事故を踏まえた、国のさまざまな見直しは未だ途中で、引き続き国の対応を注視(国の見直し状況を踏まえ、島根県における原子力安全対策及び防災対策についても適切に対応)
3. 地球環境保全の積極的推進	3-1 地球温暖化対策の推進	<p>3-1-1 温室効果ガス削減対策の見える化</p> <p>3-1-2 島根県地球温暖化対策協議会を中心として地球温暖化対策を全県で展開</p>	<p>○計測機器の貸出や省エネ診断により、エネルギー使用量が目に見え、理解に繋がった</p> <p>・家庭への簡易電力計等の貸出による自己診断 ワットアワーメーター等貸出: 22件</p> <p>・計測機器を使った事業所の省エネルギー診断 H24診断事業者数: 6事業者</p> <p>○温室効果ガス排出量の状況【別紙2】</p> <p>○市町村協議会設置市町村 ・H22末: 9市町 → H23末: 10市町 → H24末: 11市町</p> <p>○島根県地球温暖化防止活動推進員 ・制度の見直し(地元市町村等との連携強化、推進員への支援強化等)を実施</p> <p>・推進員のニーズを踏まえ、位置付けや活動内容を明確化</p> <p>・推進員数 H24.12月: 第6期96名を委嘱 人口10万あたりの推進員数は全国8位</p>	<p>○地球温暖化防止に資する具体的な省エネ行動の拡大と定着</p> <p>○県(県温暖化対策協議会)と市町村(市町村地域協議会)の連携が不十分</p> <p>○推進員への支援強化</p> <p>○制度や推進員の認知度向上</p>	<p>○生活に身近なエネルギーに着目した「見える化」による具体的な行動のステップアップ</p> <p>○市町村、市町村地域協議会のニーズを踏まえ、具体的な連携強化策を検討</p> <p>○地球温暖化対策の推進にあたり、県、しまね自然と環境財団、中小企業団体中央会、市町村、市町村地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の連携を強化</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
		3-1-3 森林資源の積極的な活用による森林資源の循環	<ul style="list-style-type: none"> ○森林吸収量確保推進計画(H19~24)の目標を達成 <ul style="list-style-type: none"> ・育成林(人工林)の整備 H24実績: 4,908ha H19~H24の目標37,000ha→実績: 44,715ha ・保安林(天然林)の指定 H19~H24目標: 1,700ha → 実績: 2,900ha ○島根CO2吸収・固定量認証制度について、22の企業・団体、3個人に対し、31件、約264トンの二酸化炭素吸収量を認証 	<ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助事業の採択要件である「森林経営計画」の策定が遅れている地域においては、森林整備面積の確保が困難な状況 ○吸収制度、固定制度ともに認知度向上に向けた普及啓発活動 ○企業等のニーズに応じた制度拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林経営計画の策定促進により、森林整備面積を確保 ○企業・団体の森づくりへの参加と波及を促し、この制度が企業の社会貢献の一手法として定着を図る。
		3-1-4 しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー導入に向けた機運の高まり(研究会、調査等) ○国や市町村の補助制度などによる住宅用太陽光発電等の導入が促進 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 H22: 24,771kw→H23: 33,818kw→H24: 44,996kw ・風力発電 H22: 128,334kw→H23: 128,264kw→H24: 128,264kw ・バイオマス発電 H22: 3,855kw→H23: 6,836kw→H24: 6,626kw ○企業による木質バイオマス発電施設着工(2件) <ul style="list-style-type: none"> ・H25.4.30~H27.3.31: 工事期間 ・H27.4.1~: 発電開始予定(発電規模 18,950kw) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における再生可能エネルギー導入に向けた取組を全県に拡大 ○地域での効率的なエネルギー利用の推進 ○大規模太陽光発電や木質バイオマス発電等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、市町村と連携しながら地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進 ○補助制度の導入や発電事業者への適切な情報提供
4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進	4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	4-1-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○全市でレジ袋無料配布中止 H22: 3市 → H23: 7市 → H24: 8市 ○包括業務提携協定に基づきコンビニでのレジ袋削減キャンペーンの実施 ○環境関連イベントでのごみ減量化、環境に負荷の少ないライフスタイルの啓発 H23: 2回 → H24: 8回 → H25: 8回 ○島根スサノオマジックとの連携による「リユース(食器)」の活用(H25.10~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○未実施町村部への拡大、市部での参加店舗の拡大、業態が異なる店舗での啓発 ○気づきから行動につなげていくための工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施市町村の取組状況を他の市町村へ情報提供し、レジ袋無料配布中止の取組を支援 ○市町村等と連携して体験を重視した内容で啓発を実施

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
	4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進	4-2-1 環境への負荷の少ない適正処理の推進	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視パトロール体制の維持、強化 産業廃棄物監視専門員数 H23: 3名→H24: 3名→ H25: 4名 ・不法投棄防止監視カメラ数 H23: 48台→ H24: 50台→ H25: 56台 ・重点監視地区数 H23: 8地区→ H24: 8地区→ H25: 8地区 ・不法投棄防止合同パトロールの実施 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財源措置による海岸漂着物の回収等 H21～H24: 298百万円 (地域グリーンニューディール基金事業) ・H25～H26: 800百万円 (海岸漂着物地域対策推進事業) ・県単海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金による市町村への支援 H23: 2,438千円→ H24: 2,369千円→ H25: 2,295千円 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に対する県民意識の向上 ・広域的な事犯の発生対応の準備 ・必要な監視人員体制の継続的な確保 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による財源措置 ・国内外の発生源対策 ・海岸管理者による対策 	<p>○不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発活動の強化 ・隣県等広域的な連携の強化 ・監視人員体制の強化 <p>○海岸漂着ごみ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への要望活動を継続 ・発生源対策事業の推進
5. 環境保全と経済発展の好循環の推進	5-1 環境関連産業の創出と振興	<p>5-1-1 環境関連産業の研究開発・事業化の促進</p> <p>5-1-2 新分野参入への支援</p> <p>5-1-3 環境関連産業の誘致</p> <p>5-1-4 地域資源を活用した環境関連産業の振興</p>	<p>○産業廃棄物の発生抑制・減量化、再利用・再生利用を促進するための研究・技術開発を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の排出事業者等が行う研究開発に対する助成 H22: 1件→ H23: 3件→ H24: 5件→ H25: 2件 ・島根県産業技術センターで技術開発や産業廃棄物を原料とした製品等の基礎研究を実施 H22: 3件→ H23: 4件→ H24: 4件→ H25: 5件 <p>○しまねグリーン製品の認定・普及啓発 H22: 93製品→ H23: 96製品→ H24: 109製品</p> <p>○赤外線ランプヒーター製造企業を県外から1社誘致</p> <p>○「島根県バイオマス活用推進計画」を策定(H25.3)</p>	<p>○リサイクル製品の販路拡大と、需要に応じた製品開発のための事業者・関係機関の連携の促進が必要</p> <p>○公共投資の減少などの影響からリサイクル製品の販路開拓が難しくなっており、販路拡大が必要</p> <p>○企業にとって魅力ある支援制度の構築</p> <p>○市町村、事業者、民間団体等との連携強化</p>	<p>○事業者、研究機関及び需要先等産業間の連携を図り、事業化につながる機会を創出</p> <p>○展示会出展など販路拡大支援の強化と県の積極的な利用の促進</p> <p>○企業誘致にあたり、「環境・エネルギー関連分野」は重点誘致分野として、引き続き積極的に誘致を推進</p> <p>○「島根県バイオマス活用推進計画」の取組推進</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H24実績・評価	課題	今後の方向性
		5-1-5 環境配慮型経営・サービスの促進	<p>○エコアクション21認証取得事業者など環境配慮型経営に取り組む事業所はほぼ横ばい (a)エコアクション21認証・登録事業所数及び (b) ISO14001適合組織数 H22:114団体→ H23:109団体→ H24:109団体 (a) 25団体 → 27団体 → 29団体 (b) 89団体 → 82団体 → 80団体</p>	○事業者の環境意識は高まっているが、環境マネジメントシステムの導入に結びついていない	○厳しい経営環境にあっても、環境マネジメントシステムの導入メリットなどを啓発
	5-2 環境関連市場の活性化	5-2-1 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発	<p>○島根県グリーン調達推進方針に基づき、県が率先してグリーン購入を促進</p> <p>○エコショップの認定店舗数 H22: 265店舗→ H23: 244店舗→ H24: 221店舗</p>	○環境にやさしい商品の購入など、消費者への意識啓発が必要	○市町村、関係機関と連携し、消費者への意識啓発を強化
6. 環境保全に向けての参加の促進	6-1 環境教育・環境学習の推進	6-1-1 環境教育・環境学習の推進	<p>○「学校における環境教育の手引」を作成し、各学校に配布</p> <p>○自主的に環境学習に取り組む学校数 H22: 212校 → H23: 216校 → H24: 232校</p> <p>○「学校版エコライフチャレンジしまね」参加校数 H22: 298校 → H23: 306校 → H24: 306校</p> <p>○こどもエコクラブ登録数 H22: 69クラブ → H23: 64クラブ → H24: 35クラブ</p>	<p>○多忙な学校現場では、具体的な取組が十分に行いにくい状況であり、引き続き学校での環境教育を支える体制の強化やツールの整備が必要</p> <p>○学校での取り組みを支える体制の強化</p> <p>○こどもエコクラブの継続にはH24から年度初めの再登録が必要となったことや、こどもの課外活動の多様化などから、子どもエコクラブの継続や新たな取組が難しくなっている。</p>	<p>○学校における環境教育をより充実させるため、学校現場で活用できる教材を作成</p> <p>○教育委員会との連携・情報共有を図り、市町村や公民館等によるサポートを強化</p> <p>○市町村と連携し、こどもエコクラブ制度の周知・普及に努める</p>
	6-2 各主体の環境保全活動の促進 6-3 参加と協働による地域環境づくりの推進	6-2-4 県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の推進	<p>○環境保全活動を実践するNPO法人数 ・H22:97団体 → H23:103団体 → H24:109団体</p> <p>○助成制度によりNPO法人等に対する環境保全活動を支援 ・環境保全活動支援助成金の交付件数 H22:34件 → H23:36件 → H24:23件</p>	○県民や事業者の環境保全活動への参加意欲の向上と、より多くの主体が参加し、協働で地域環境づくりに取り組むことができる体制の構築	<p>○環境学習の推進、環境情報の公開・提供、各主体の環境活動への支援や相互の連携や協働を推進</p> <p>○地域における環境保全活動に対する助成制度の有効活用</p>

PM2.5 による大気汚染への対応について

1 PM2.5 とは？

- 大気中に浮遊する粒子径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子状物質 ($1 \mu\text{m}$ は 0.001mm)
- 主な発生源は、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設、鉱物堆積場などの粉じんを発生する施設、自動車の排気ガス等
- PM2.5 は粒子の大きさが非常に小さい（人髪の 30 分の 1 程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

【環境基準】	
人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準	
年平均値	$15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
日平均値	$35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※PM2.5 とは、Particulate Matter 2.5 の略称で、微小粒子状物質のことをいう。

2 国の対応

- 「微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への当面の対応」取りまとめ (2 月 8 日 環境省)
 - ・国内観測網の充実 (約 600 局を、1,300 局を目標に増加 など)
 - ・専門家会合による検討 (濃度が高くなった場合の注意喚起等の指針 など)
 - ・国民への情報提供 (「そらまめ君」のアクセス改善 など)
 - ・対中国技術協力の強化等 (中国に対する技術や研究での協力推進)
- 「注意喚起のための暫定的な指針」取りまとめ (2 月 27 日)

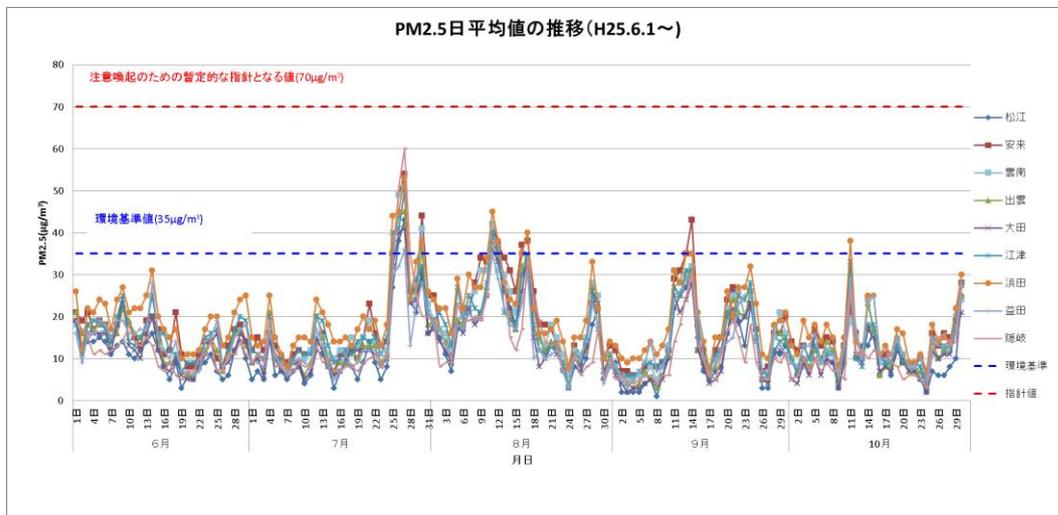
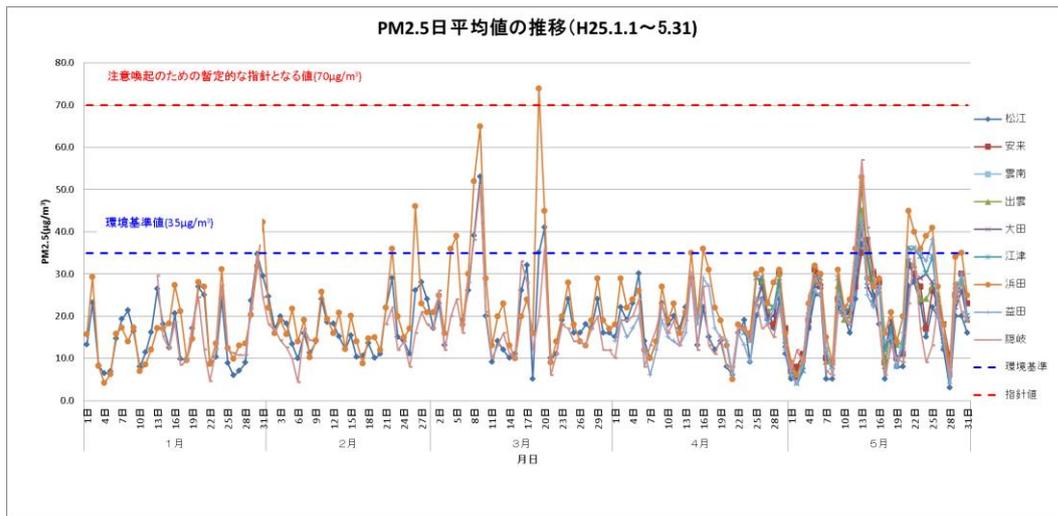
◆注意喚起のための暫定的な指針となる値
日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (早朝の 1 時間値 $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が判断の目安)
◆指針値を超えた場合の対応
・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす
・なお、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、健常者に比べて影響が出やすく、個人差も大きいと考えられるため、日頃から健康管理に努めるとともに、体調の変化に注意することが肝要

3 県の対応

「微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への当面の対応」を受け、次の対策を講じた。

- (1) 県民への情報提供
 - ホームページ
 - ・PM2.5 に関する情報提供サイトの開設 (2 月 12 日～)
 - ・1 時間毎の測定結果をリアルタイムで公表 (1 箇所から 3 箇所に増)
 - 新聞広報
 - ・濃度が高くなった場合の周知方法、行動の目安等 (3 月 18 日)
- (2) 濃度が高くなった場合の注意喚起
 - ・市町村関係課会議等を通じて注意喚起実施のための体制を整備
 - 【周知方法】
 - ・午前 8 時に県ホームページ、「しまね防災メール」、市町村等を通じて住民への周知
 - ・併せて、学校、病院、福祉施設等への周知
 - ・3 月 19 日に注意喚起を実施 (浜田で日平均値 $74 \mu\text{g}/\text{m}^3$)
- (3) 常時監視体制の整備
 - ・既存の 3 箇所 (松江、浜田、隠岐) に加え、新たに 6 箇所 (安来、雲南、出雲、大田、江津、益田) に観測機器を整備 (4 月～7 月)
 - ・監視体制の整備に併せて、注意喚起実施単位を全県から保健所管轄区域単位に変更

<参考：県内のPM2.5濃度の状況>



島根県内の温室効果ガス排出量について

(2010 年度 (平成 22 年度) 確定値及び 2011 年度 (平成 23 年度) 速報値)

- 2011 年度の温室効果ガスの総排出量は 621 万 4 千トン。
- 前年度と比べ、全ての部門で二酸化炭素排出量が減少し、総排出量は 7.0%減少している。
- 京都議定書の基準年(1990 年度)と比べると、運輸部門の二酸化炭素排出量は減少したが、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門の増加などにより 11.2%の増加となった。

島根県の温室効果ガス排出量 (千t-CO₂)

	1990年度 (基準年)	2010年度 (基準年比)	2011年度 (基準年比)	前年度から の増減	2011年度 構成比率
二酸化炭素	4,926	6,276 (+27.4%)	5,817 (+18.1%)	-7.3%	93.6%
エネルギー起源	4,847	6,147 (+26.8%)	5,690 (+17.4%)	-7.4%	91.6%
産業部門	1,716	2,006 (+16.9%)	1,878 (+9.4%)	-6.4%	30.2%
運輸部門	1,489	1,328 (-10.9%)	1,302 (-12.6%)	-2.0%	20.9%
民生業務部門	723	1,317 (+82.3%)	1,176 (+62.7%)	-10.7%	18.9%
民生家庭部門	919	1,496 (+62.8%)	1,335 (+45.3%)	-10.8%	21.5%
廃棄物部門	79	129 (+63.9%)	126 (+60.8%)	-1.9%	2.0%
その他の温室効果ガス	663	409 (-38.2%)	398 (-40.0%)	-2.9%	6.4%
合 計	5,588	6,685 (+19.6%)	6,214 (+11.2%)	-7.0%	100.0%
森林吸収量	-	△1,457 (-26.1%)	△1,520 (-27.2%)	4.3%	
森林吸収量を加えた温室 効果ガス排出量	5,588	5,228 (-6.4%)	4,694 (-16.0%)	-10.2%	

(注)2011 年度の数値については速報値であり、各種データが確定した段階で確定値となる

- エネルギー使用量で見ると、前年度と比べ 0.9%の減少、基準年と比べ 2.3%の減少となり、2008 年度以降、基準年のエネルギー使用量を下回っている。
- 前年度に比べエネルギー使用量が減少した主な要因は、東日本大震災の発生により節電意識が高まったことや、猛暑だった前年度に比べて夏季の気温が低めに推移したことによる電力消費の減少が考えられる。
- なお、エネルギー使用量に比べ、温室効果ガス排出量の減少が大きいのは、原子力発電所設備利用率の上昇に伴い、二酸化炭素排出係数が減少したことによる。

島根県のエネルギー使用量 (TJ)

	1990年度 (基準年)	2010年度 (基準年比)	2011年度 (基準年比)	前年度から の増減	2011年度 構成比率
産業部門	16,961	14,223 (-16.1%)	14,470 (-14.7%)	+1.7%	27.9%
運輸部門	20,845	17,866 (-14.3%)	17,754 (-14.8%)	-0.6%	34.3%
民生業務部門	7,298	10,420 (+42.8%)	10,023 (+37.3%)	-3.8%	19.4%
民生家庭部門	7,922	9,741 (+23.0%)	9,539 (+20.4%)	-2.1%	18.4%
合 計	53,026	52,249 (-1.5%)	51,786 (-2.3%)	-0.9%	100.0%

[資料]

■ 県内の温室効果ガス排出量

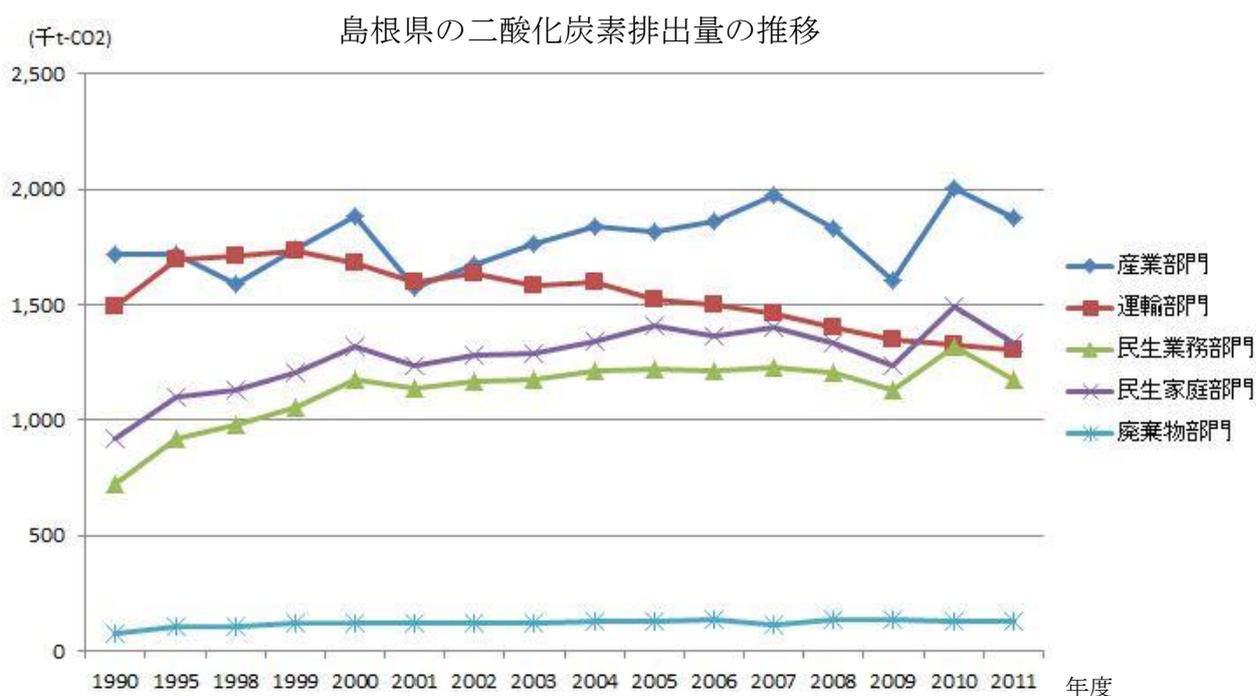
2011年度の温室効果ガス排出量は、前年度から7.0%の減少、基準年と比べて11.2%の増加となった。これに森林吸収量を加味すると、前年度から10.2%の減少、基準年と比べて16.0%の減少となった。

温室効果ガスの種類で見ると、2011年度は総量の約9割を占める二酸化炭素の排出量が、前年度から7.3%の減少、基準年と比べて18.1%の増加となった。

二酸化炭素排出量を部門別に見ると、すべての部門で前年度から減少したが、基準年と比べると民生業務部門、民生家庭部門で大きく増加している。



※印は2008年度数値について、一部入力誤りがあったため、修正した数値を記載している。



■県内のエネルギー使用量

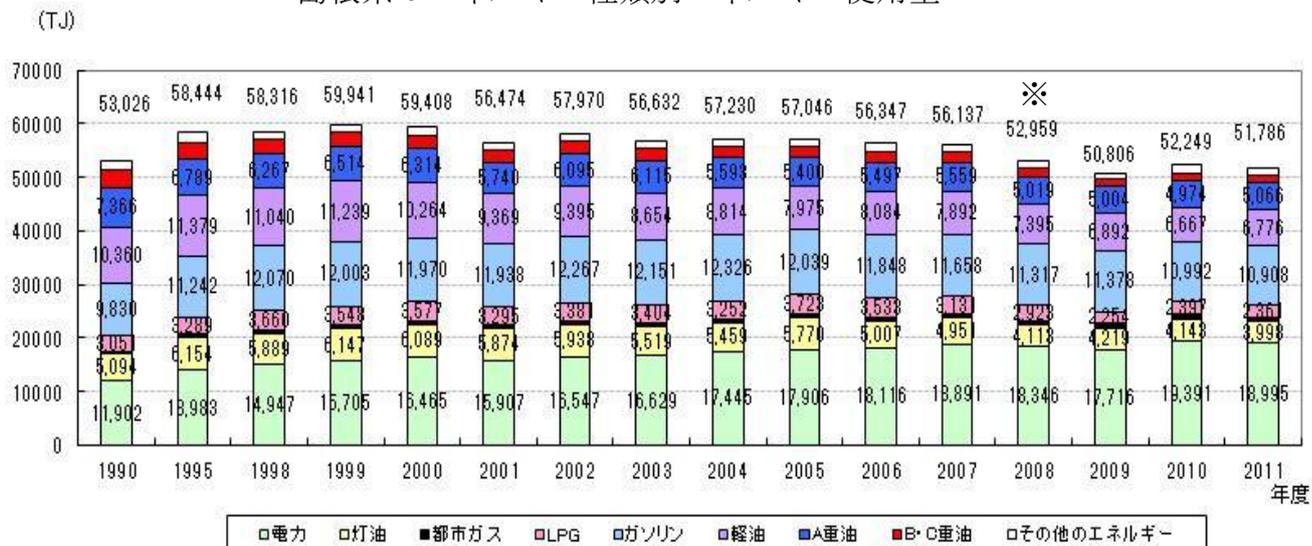
県内のエネルギー使用量は1999年度をピークに減少傾向にあり、2011年度は前年度より0.9%減少、基準年と比べ2.3%の減少となり、2008年度以降は基準年を下回っている。

もっとも減少したのは、運輸部門で14.8%の減少、ついで産業部門が14.7%の減少となる一方、民生業務部門は37.3%の増加、民生家庭部門は20.4%の増加と、民生部門は基準年のエネルギー使用量を大きく上回っている。

島根県の部門別エネルギー使用量の推移



島根県のエネルギー種類別エネルギー使用量



[参考]

2012（平成 24）年度の島根県内のエネルギー使用量見込値

これまでの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の公表は、公表対象年度の1年3ヶ月を目途に速報値、公表対象年度の2年3ヶ月を目途に確定値をそれぞれ公表してきました。

平成23年3月に策定した島根県地球温暖化対策実行計画においては、温室効果ガス排出量の迅速な公表を行うことにより効果的に温暖化防止の取組につなげていくことを重点施策に掲げています。

そこで、対象年度から1年以内に把握できるデータを基に、エネルギー使用量の見込値を算定することとしました。

(注) 見込値は、エネルギー使用量を算定する際の基礎データのうち、電力・ガソリン等については当該年度実績値（確報値・速報値）、その他のA重油・灯油等については前年度実績値のエネルギー使用量構成比から算出した推計値。

【エネルギー使用量の見込】

2012（平成 24）年度の、エネルギー使用量は、51,809TJ と見込まれる。

2011（平成 23）年度の速報値と比べ0.04%の増加、基準年度（1990年度）と比べると2.3%の減少と見込まれる。

島根県のエネルギー使用量

(TJ)

	1990年度 (基準年)	2011年度 (基準年比)	2012年度 (基準年比)	前年度からの 増減	2012年度 構成比率
産業部門	16,961	14,470 (-14.7%)	14,918 (-12.0%)	+3.1%	28.8%
運輸部門	20,845	17,754 (-14.8%)	16,795 (-19.4%)	-5.4%	32.4%
民生業務部門	7,298	10,023 (+37.3%)	10,390 (+42.4%)	+3.7%	20.1%
民生家庭部門	7,922	9,539 (+20.4%)	9,706 (+22.5%)	+1.8%	18.7%
	53,026	51,786 (-2.3%)	51,809 (-2.3%)	+0.04%	100.0%